

## 大正

第五號

司 判 集 編 者

答

辭

成青者代表 平野ミチ

未曾有の終戦により我が國は嘗て予期しなかつた苦難に遭遇しましたが良くこれに耐え、これに打ち克つてこに五度目の春を迎えるに致りました。終戦により文化國家建設の氣運は澎湃として高まり列國環視の裡に、苦難の中にも進歩と發展とを見て今年は「講和近し」の声も高く希望の春が訪づれて来ました。この希望の年頭に當り新しく制定されました今日を楔機として先輩諸氏の列に加わり文化國家建設に更に大きな一翼を擔う榮與を與えられましたことは吾々の大きなよろこびであります。

この時に臨み吾々は何を信じ何をなすべきかを強く考えさせられるのであります。吾々青年には青年特有の若さと熱があり純なる實行力があります。これもつて来るべき文化國家完成への一翼として郷土社會卷町の淨化と進展に寄與することでありとあると信じ、自己を信じ自

己の人間的完成へ努力することあります。自己こそ吾々に與へられた若さを與えられた時間に充分に驅使し得る唯一つのものであり又社會構成も國家構成も自己の集合体でありまして文化國家たるものは完成された自己の集合体に外ならないのであります。國家も町も社會もすべて吾々の吾々に依る吾々のための社會であり町であり國家なれどあります。その國を愛し町を愛し社會を愛し尙その發展を願うならば、先ず吾々自身即ち自己を愛し自己の人間的完成への努力を必要と致します。然しづら思うこと、言うことは可能であり眞実ではありません。眞實は行動により實証されますれば今日吾々を祝福し期待されることは吾々の各位にそして自分自身に対しても自己の人間的完成への努力の誇りをもつてお誓いするところです。併し行動をもつてお誓いするものであります。

その眞實を立証することをかたくお誓いするものであります。

本日はこの意義深き式典を特に私共のために舉行して下さいましたことは私共にとりましてこの上ない悦びでございます。一同に變り厚く御禮申し上げます。特に町長さんはじめ來賓の皆様学校の生徒さんなどより數々の御期待と御激励のお言葉をいたゞき今日この式に列席出来ました幸を一層強く感じますと共に皆様の方の御期待に添うべく努力をお誓いする次第でございます。

思えば來の方二十年その間には様々世界の變遷がありました。かつては世界に其の國體の精華を誇った日本の少國民さして徹ていたる軍國主義を呼歎され自らそれを信じ真心を捧げつくして來た私達がハイ戦によつてその所信を根ていから覆えされその眞心は見事に裏切られてしまつたのでございます。この事は何ものを以つてもつぐなうことの出來ない大きな痛手となりました。暗夜の海上にたゞようイカダの上に一人取り残された様な心細さ、私達はどうちへ進んだらよいのか一時は羅針盤を失つた船の様になつてしまつたのでございます。しかも皮肉なことに戰にやぶれたことによつて誤れる自由主義、あらゆる犯罪の横行そしてそれは特に青年層に於て甚しかつたのでございます。此の混沌とした社會情勢の中にあつて只それでなくとも迷い易い私共が皆様の温い御じ愛と深い理解との被護によつて自からの進むべき道を見出すことが出来ました、この感激は生きる希望を求めていたそのよろこびは何にたとえようもございません、唯々感謝あるのみでございます。しかしあの混乱

の當時私共の同輩の中にも精神の動搖、生活の不安定から落伍してその儘人生の裏にほうむられてしまつた者もなかつたことは申されません私共の仲間が一人残らず本日のこの席に列なることの出来なかつたことを心からおしむのでございます。

更に行く末のことを考えますときには社会の人としてその第一歩を踏み出さうとしている私共の責任の如何に重大なるかを痛感するのでございます。正しい民主主義實現のためにはわしい人生の路に於てこの責任を自覺したならば必ずや明るい希望と強い信念とを持つことが出来ると思います。自己を修め邪心を去つて大道を雄々として進まんことを決意して居る次第でございます。國家再建の鍵は私共青年の手ににぎられていることを深く心に刻み先づ私共は社會に於ける有能なる人間になるよう心掛ります。あらゆる苦難をのり越え巻町の協同社會を改善しましたお数の數々を必らず體に銘じてじゅん守し御厚志の滿分の一にもお答え出来ます。私共の生涯の最も意義深いこの出發の日にあたりまして皆様より戴きましたお数の數々を必らず體に銘じてじゅん守し御厚志の滿分の一にもお答え出来ます。私共として誠に至らない言葉ではござりますが一言感謝の意をのべまして答辭と致す次第でございます。

昭和二十五年一月十五日

## ★町会だより

- 一月五日 中学校グランド工事委員會、工費四十萬円の支拂方法を決定し現場の検査を行ふ  
一月六日 保育所工事委員會  
1 委員長選任(安川氏当選)  
2 敷地貯収経過報告  
3 土盛、建物設計について  
4 敷地貯収経過報告  
5 全員協議會 鐘郷村一部落(葉賣場及割前)の中学生(十四名)委託について協議受託に決定、委託料其の他理事者に一任  
一月十日 土木委員會  
1 矢川橋の補修工事(約二十萬円)  
2 蛍雪橋の補修  
3 東及西裏の江筋堀上げ、破損箇所の護岸工事  
4 橋管の改修(三ヶ所決定)  
5 其の他特に水の流通の悪い箇所の修理以上決定す  
一月二十一日 町会一月臨時會  
1 卷町國民健康保険條例中改正箇所の決定について  
2 健康保険及び船員保険の被保険者は法律の規定に基いて組織される共済組合の組合員で世帯主である被保険者の保険料輕減に対する適用期限の設定について  
3 卷町職員他手当支給條例の設定について

## ◆公民館だより

- 第三回討論會のこと  
一月二十八日夜公館で  
「卷町民として昭和二十五年第一に解消または實現したいこと」  
くち引により第一番に高校の勝山數美先生、いろいろ望みたいことはたくさんあるが金きの關係もあり、比較的金もかからない且青少年の教養向上の能率的方法として公民館の圖書充實を提倡、それも親しみ深いものにするために自由閲覧制度とし、出来たらかるい娯楽設備も併設したい。続いて第二番高校生徒の幸田清氏これも金がかかるなくて且最も多くの人によろこばれ得る演劇運動への理解を關心のもつと深からんことを切望、新潟劇研の日報文化賞受賞や卷の劇研のことなど熱烈な口調で紹介、立派な演劇が育つには立派な観客が必要であると結ばれる第三番共産黨の竹内良榮知氏、主食の配給の問題をとり上げられ、一、代替食をとりに行くために必要な月四千二百時間しかもそれは最も疲れている主婦の負担である……を節約するために配給所の増設を二、パンは主食となつていい現状からその主食としての配給中止を三、生活費でチヤン／＼と米の配給をうけとれない戸数が三百はある現状からその代金を一時町で立替ることを要求。後質問に對して所謂大家運動よりはまず町當局の政治力を期待すべきだと答えられた。第四番町會議員の込山幸男氏、雨や冬の日の休み時間を廊下の窓から首をな

- 4 卷町職員に対する臨時年末手当の支給に關する條例の設定について  
5 卷町々民税臨時増徴條例の設定について  
6 卷町保育所の設置について  
7 昭和廿四年度の町追加予算追加豫算について  
8 卷町國民健康保険特別会計設定について  
9 卷町國民健康保険特別会計  
10 塵芥處理を協議左の如く決定  
1 手押車一臺を増加し徹底的に清掃させる  
2 今后の稼働状況により恒久策を講ずる

## 卷町民として第一に解決又はしたいもの

葉書回答より

今月の葉書回答と討論會は年頭にさいして「卷町民として昭和二十五年に第一に解決又は實現したいこと」第一に解决又は實現したいこと又はもの」といたし今月はこの問題を取り上げ葉書により回答をお願しました

### 卷町民として第一に

- 1 中学校屋内運動場 六  
2 公民館 六 保育所 二  
3 全面講和に対する町民の理解

らべている中学生諸君のために「中学校屋内運動場を、次に公民館を、そして年來の念願である総合グランドを、最後に主婦の一人として石川静江氏、路傍に山積し散乱している塵がいを問題にされ人夫三人、牛車一、手押車一の町の現状と燕や吉田のそれと比較、町でもいろいろ考へられているようだから一日も早くそれが實現され町の主婦たちが朝にそぞ除出來るように、終つて質問や意見の發表などあつて十時閉會、聽衆約八十人

### 卷町民として第一に

主食配給の改善

1 塵芥の早急処理

1 回答なし

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一日 区對抗籠球大會 海紅句會  
十一日 小倉百人一首かるた會 農協  
十五日 海紅句會  
十九日 卷町公民館(文庫)再開す  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作るか或は見送るべきか」  
二五日 第四回討論會(豫定)

## ◆婦人會だより

- 一月七日を選んで新年會を開催された。一、二十五年度通信賀として三十四度中に作るか或は見送るべきか  
二五日 夜八時 公民館 「新制中学の屋内運動場は昭和二十五年度中に作

日本社會の家族的構成  
元四八年度毎日出版文化賞受賞圖書

川島武宣著

敗戦後日本に課せられた民主的改革は家族制度をも例外としなかつた。實際それは日本婦人の地位を經濟的にも社會的にもれいぞく的のものとしてゐたのである。即ち日本國憲法に基いて兩性の本質的な平等が社會的に於ける個人としての完全なる人格が尊重せられるやうになつた。そしてその理想を法律的に裏付けるために新しい民法が出来、家族制度はいはゞ廢止されたのであつた。しかし民主的權利といふものは歴史的にみるならば民衆自身の強い自覺のもとに翻ひどられたものであるから彼等はその権利保持のために自ら積極的な努力を怠る事がないしかし日本の場合は全く事情が異つてゐる。女性に與へられた參政權にしても家族制度の廢止による經濟的社會的地位の保証にてもいはゞ上から與へられたものであつて積極的に斗ひと省してはゐない様である。一例周圍の多くの女性たちはこの事について必ずしも深く意識し反対をあければ家庭生活に於いてなほ依然として女性はそのれいぞ

く的地位を與へられたものとして少しの不満もなくうけとつてゐる。妻として更に所謂「嫁」として家族制度のきづなにしばられてゐるのである。不満があつたとしてもそれを自主的に解決しやうとはしないでせいぜい愚痴として親しい間柄の人達に洩れてゐるのである。なぜならす位が關の山である。なぜなら今迄におかれてきた彼等の家族的秩序に対するどんな反逆も大ていは「口ごたへ」としてあらはれる位のものであるが——日本長的なふんぬきの内に於ては絶対に許されないのである。彼等に對しては卑屈な忍從が強られたのである。かういつた様な事対する無關心、或は消極性を生み出している。彼等は一般的に公けに自分の意見を發表する事も出來ない。現に私としてもこの一文を草するのに非常な勇氣を必要としてゐる状態である。

従つて自分の週囲の小な事柄でも自主的に而も社會的に解決する術を知らないのであるがその問題が結局は日本の當面してゐる政治事情に結びつくのである。そこでさへ自覺しないのである。以上のような消極性、非自主性等がすべて家族制度的秩序のうちに知らず知らずに培れて來た事は間違ひない事であらう。

だから女性の自覺を促進し法律的にはすべて保証された民主的権利を事實上充実してゆくためには先づ第一にこれら一切の停滞の根源である家族制度に對して深刻な批判のメスが加へられなければならぬのである。まいか。家族制度は如何にして起つたか。それは各々の時代にどん様な型で私達の生活を規定し續けて來たのであらうか。それは果して多くの男性及び著名な婦人運動家さへもが云ふ様に日本在來の醇風美俗であつたかどうか。個人の人格の尊重と自主的な行動によつて一切が組立られてゐる民主主義社會のモラルと矛盾しないであらうか。かういふ私達の切實な間に對して本書ははつきりした解答を與へてくれる。著者は家族制度のモラルは民主主義的のものではなく封建的な家父長制にその根源をもつてゐる事を指摘し、日本の民主化をはゞむものは家族制度であり、所謂長をとり短を捨てられるのではなく根本的な改革が必要であると述べてゐる。正確な實態調査に基く数々の事例はあり、所謂長をとり短を捨てることに原案可決の後レクレインシンとしての自慢コンクールを開き一日を有意義に過し午後四時散會。

次にみのり會は二月廿一日依り毎週土曜日曜の午前九時から午後四時迄三月末までミシンの講習會を開催衣生活に對する改善をする事となつた講習生三千数名

## ★農家婦人たより

先に農家婦人のみで組織せるみのり會の狀況を説明致しましたが、こゝに其の後の動勢を御傳ひ致します。

客年十二月二十三日加茂町農業經營並生活改善綜合研究所に於て縣下の農村婦人指導者約三十名集め生活改善に關し色々ご協議會を開催されましたが郡内から米納津婦人會長田辺トヲさんとみのり會長中野よしさんの二人が出席され種々参考になる御意見を持ち歸られました。前記の兩氏を中心にしては前十時依り漆山地區農業改良普及委員會事務所に於て管内各町村婦人團體幹部一同に會し生活改善事項に關し郡内に於ては如何にすべきや研究協議會を開き強力に実踐事項を推進する事となつた。

みのり會は二月五日午前十時臨時總會を開き會費増額の件を議題に原案可決の後レクレインシンとしての自慢コンクールを開き一日を有意義に過し午後四時散會。

次にみのり會は二月廿一日依り毎週土曜日曜の午前九時から午後四時迄三月末までミシンの講習會を開催衣生活に對する改善をする事となつた講習生三千数名

後記 告白 難うござります、紙數の關係折角投稿下さった方々の全部を發表出来ず

次號に發表致したいと思つてます。

# 町 史 年 表

草案

一、本表は町史研究の基礎として作つたもので今後機會を得て取捨訂正し度いと考へる  
 一、本表は主として西蒲原郡志年表に依り、その他西蒲原郡神祇志（郡神）西蒲原郡寺院佛閣誌（郡寺）西蒲原郡志（郡志）卷神社要覽（卷神）長岡藩史要（長岡）峰岡藩史資料（峰岡）  
 湯故の禁（禁）等に書かれたものを再録した

一、本表は卷農學校長島先生之を作り長島先生轉任後齋藤順作一部追加した

代 時 戸 江		代 時 山 桃 土 安		代 時 町 堂		代 時 安 平		代 時 奈 良		代 時 和 大		西 曆	
後水尾	慶長	後陽成	後奈良	高倉	後龜山	後冷泉	後堀河	桓武	元明	天智	崇神	天皇	時代
元和	二	元	九	五	四	三	二	延暦	和銅	七	五	一〇癸巳	町 史 事 項
桐御紋	正徳寺に對し三寶院宮より菊	松平氏所轄	夏大國實頼卷城主西山庄左工門宗秀を斬り實兄直江兼續の恨を報する（郡寺）	上杉氏憲顯（郡志）	堀氏（長岡）の所轄（郡志）	西山庄左工門卷町開發と傳う	妙光寺信濃より當町に分寺	越後地圖傳はる卷の名なし	伊夜比古神社の六十七地を定めらる（右神領中）	大彦命をして古志道を綏撫せしむ市入命を古志國造とす素都の奈美笛命を高志の深江（峰福井？）の國造とす	越國燃土燃水を献す越國を分ちて越前越中越後の三國とした古志蒲原魚沼頸城を越中に屬さした	越中の四郡を越後に屬せしむ伊夜比古祠廟を建つ（爾彦宮記）僧大澄大德伊夜比古大明神の神託により國上寺を建立すと傳う	郷 土 事 項
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	一五七六	一五七八	一五八四	一五八八	一五七七
一六一五	一六一六	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	一三八九	一四二九	一四七七	一四五五	一一七四
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	一二二三	一三八九	一四二九	一〇八九	一〇九二
一六一五	一六一六	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	一〇六〇	一〇六八	一〇六〇	八〇二	七一三
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	八六四	八〇二	八〇二	七〇九	一三五
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	前八八
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	一三五	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六〇三	一六〇二	一六〇一	一五九八	七一三	七〇二	六六八	七〇九	西 曆
一六一六	一六一五	一六一〇	一六〇七	一六〇四	一六								

西暦

時代

天皇

年號

町史事項

郷土事項

一六一八

後水尾

元和四

横神社蒲原領内の惣社と定めらる(卷神)

牧野忠成第一代長岡城主

一六二三

江

寛永六

十二月松平越後家月次市日の改正をなす(卷神)

山に封(峰岡)諸國大に稔り米一俵八匁小賣一斗

一六二九

一〇

九

八月牧野正秀久我家へ預けらる(卷神)

元和年間横村を真木村に改む(郡志)

一六三三

一七

一

お宮本社御建立(卷神)

五月二十日牧野家定成分家三根

一六三四

江

一

年間安養寺當町に移る(卷)

山に封(峰岡)

一六四〇

後光明

一

堀山神明社創立(卷神)

寺泊町有志大河津分水を出願するも許可なし

一六四六

正保三

一

千佛堂横神社境内より現在の地に移る(卷)

牧野駿河守忠成(長岡)検地

一六四七

四

一

お宮拜殿建立(卷神)

五月三日信濃川洪水

一六四八

東山靈元

一

安養寺焼失(某)

八月出水

一六四九

中御門

一

年間安養寺焼失(某)

寺泊町有志大河津分水を出願するも許可なし

一六五八

後桃園

一

年間安養寺焼失(某)

三潟水抜事件始め

一六六〇

櫻町

一

年間安養寺焼失(某)

燕鑄の製造始め

一七三七

後光明天保

一

年間安養寺焼失(某)

燕銅器製造始め

一七四一

仁孝

一

年間安養寺焼失(某)

燕煙管製造始め

一七四四

光格

一

年間安養寺焼失(某)

新川工事竣工

一七五二

元文

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十二日三條地震(長岡)

一七五三

明和年間

一

年間安養寺焼失(某)

五月幕府三鴻新田檢分(長岡)

一七五七

天明三

一

年間安養寺焼失(某)

正月六日良寛寂

一七六四

寛政

一

年間安養寺焼失(某)

西川底槽増設工事竣工

一七七二

天保元

一

年間安養寺焼失(某)

二月新川開き工事着手

一七八三

文化元

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

一七八四

年間

一

年間安養寺焼失(某)

五月四日大火二百七十軒焼失止(長岡)

一七八五

元

一

年間安養寺焼失(某)

七月十五日牧野家所替の沙汰止(長岡)

一七八六

年間

一

年間安養寺焼失(某)

一八〇四

天保元

一

年間安養寺焼失(某)

六月專福寺焼失(郡寺)

一八一八

年間

一

年間安養寺焼失(某)

愛宕神社創立と傳う(郡神)

一八二〇

年間

一

年間安養寺焼失(某)

公儀渡船調査 西川十二ヶ所

一八二八

年間

一

年間安養寺焼失(某)

卷を含む

一八三〇

年間

一

年間安養寺焼失(某)

六月專福寺焼失(郡寺)

一八三一

年間

一

年間安養寺焼失(某)

公儀渡船調査 西川十二ヶ所

一八三三

年間

一

年間安養寺焼失(某)

渡船場調査 西川十二ヶ所

一八四〇

年間

一

年間安養寺焼失(某)

卷を含む

一八四一

年間

一

年間安養寺焼失(某)

六月專福寺焼失(郡寺)

一八四三

年間

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

一八四四

年間

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

一八四五

年間

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

一八五五

年間

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

一八五六

年間

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

一八六八

年間

一

年間安養寺焼失(某)

十一月十一日牧野家川越へ所替の沙汰(長岡)

是年調査 戸數三千九十四軒

諏訪社再建立(卷神)

堀山神明宮本殿再建(卷神)

正月卷曾根打毀

五月卷曾根打毀

八月三日加賀藩士卷村占領

四月十九日新潟裁判所設置

六月三日越後府とす